

標準負担額変更について

令和 7 年 4 月 1 日から食事の標準負担額が変更になります。

・令和 7 年 3 月 31 日まで【入院時の食事代の標準負担額（1 食あたり）】

所得区分			標準負担額
現役並み所得者 及び 一般			490 円(注)
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	過去 12 か月で 90 日以内の入院	230 円
		過去 12 か月で 90 日を超える入院	180 円
	低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)		110 円

(注) 指定難病の人などは 280 円です。



・令和 7 年 4 月 1 日から【入院時の食事代の標準負担額（1 食あたり）】

所得区分			標準負担額
現役並み所得者 及び 一般			510 円(注)
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)	過去 12 か月で 90 日以内の入院	240 円
		過去 12 か月で 90 日を超える入院	190 円
	低所得者Ⅰ (区分Ⅰ)		110 円

(注) 指定難病の人などは 300 円です。